

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成三十年三月三十一日から適用する。

(経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、株式会社商工組合中央金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定めるものの一
部改正に伴う経過措置)

第二条 この告示の適用の日に終了する事業年度に係る開示事項のうち、この告示による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、株式会社商工組合中央金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定めるものを定める件第一条第四項又は第二条第四項の規定により別紙様式によつて作成するものについては、附則別紙様式によつても、作成

することができぬものとする。